

## 川にある河川管理施設とその操作のお話

川には、いろいろな施設が設置されています。  
堤防もその一つですが、排水機場や樋門・水門といった河川管理施設があります。

これらは、堤防の内と外との水の量を調節する役割があり、施設毎の基準により操作が行われています。

降雨等により、六角川や牛津川の水位が高くなると、住宅地側に逆流しないように操作を行いますし、逆に六角川・牛津川の水位が低くなると、川に水を排出することが出来るよう操作します。

これらの施設のほとんどは、市町から委託された操作員さんが操作を担い、地域のために頑張ってくださいています。

操作員さんのお仕事はそれのみでなく、いざという時に施設が正常に動くよう、定期的に施設の点検を行ったり、施設が綺麗に保てるよう、清掃をしたりされています。

天候の良くないときの操作がほとんどで、本当に、ご苦労の多い作業だと思います。

沿川の皆さまの暮らしを守る一助として、こういった方々の御尽力があることに、感謝します。

皆さまも、このような活動をされている方々がおられることを、心に留めていただければと考えています。

国土交通省  
武雄河川事務所  
牛津出張所

# 川 ら 版

発行所  
武雄河川事務所  
牛津出張所  
小城市牛津町上砥川47-9  
(〒849-0305)  
TEL(0952)66-0315  
FAX(0952)66-0326  
ホームページアドレス  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

9月1日  
第 21 号

紙面の問い合わせ  
上記発行所へ

### \* インフラカードの配布について \*

当出張所では、現在、**牟田辺遊水地**のインフラカードを配布しております。

インフラカードの配布については、**出張所に直接お越しになった方、お一人につき1枚ずつお渡しする決まり**になっています。

複数枚のお渡しや、電話や郵送による受付は行っておりませんので、ご了承ください。



\* インフラカード \*

# 避難情報

変わりが  
ありました！

内閣府HPより

## 令和3年5月20日から

# 避難指示で必ず避難

## 避難勧告は廃止です

警戒レベル  
**4**

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p> <p>緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
4	 <p>避難指示※2</p>	<p>避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>高齢者等避難※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をし、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の**  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
危険な場所から**全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
危険な場所から**避難**  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

大雨が降ったらまずチェック！  
「スマホ版 川の防災情報」  
雨の降り方や、六角川・牛津川の今の水位や映像を見ることが  
できます。  
【国土交通省武雄河川事務所  
095412315151】

パソコンから  
<http://www.river.go.jp/>  
スマートフォンから  
<http://www.river.go.jp/s/>



# 出水・台風に向けて

## 再度のお願い

出水・台風の時、堤防天端(管理用通路)は、緊急車両・水防対応車両等がとおります。堤防に車両を駐車し、放置すると、そういう車両が現地に赴くことが出来ず、被害の拡大につながりかねません。堤防に車を止めないでください。皆さまのご協力をお願いします。